

【住宅】省エネ基準適合の申請手続きについて

contents
目次

1

省エネ適判の要否

2

仕様基準

3

設計住宅性能評価等

4

低炭素建築物認定・性能向上計画認定

5

完了検査時に必要な書類

6

評価方法の変更

7

Q&A

1

省エネ適判の要否

申請建築物について、
以下の認定等を取得（または取得予定）
している（部分認定は除く。）

- ・設計住宅性能評価書
- ・長期優良住宅認定通知書
- ・長期使用構造等である旨の確認書
- ・性能向上計画認定通知書
- ・低炭素建築物認定通知書

YES

3

4

へ

省エネ適判 不要

※確認申請書で、各種評価書及び
各種通知書の添付されているこ
となどを審査確認します。

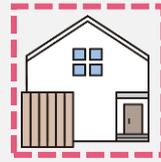
NO

申請建築物の用途が
住宅用途のみである

YES

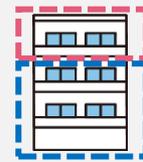
評価方法は1種類である

【例1】
1種類



仕様基準

【例2】
2種類



仕様基準
(3F)
標準計算法
(1~2F)

YES

評価方法は、一次エネ及び外皮
基準ともに仕様基準または誘導
仕様基準により評価する

YES

2

へ

省エネ適判 不要

NO

NO

NO

省エネ適判 必要

2

仕様基準

■確認申請時の必要書類

根拠法令

建築基準法施行規則第1条の3 別表二（八十五の二）

<input type="checkbox"/>	設計内容説明書
<input type="checkbox"/>	配置図
<input type="checkbox"/>	仕様書（仕上表を含む。）
<input type="checkbox"/>	各階平面図
<input type="checkbox"/>	用途別床面積表
<input type="checkbox"/>	立面図
<input type="checkbox"/>	断面図又は矩計図
<input type="checkbox"/>	各部詳細図
<input type="checkbox"/>	機器表

設計図書の作成方法・記載内容等の詳細については、国土交通省HP掲載の「省エネ基準適合義務制度の解説」P97以降をご参照ください。

(<https://www.mlit.go.jp/common/001852347.pdf>)



■確認申請書への記載例

確認申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】への記載方法

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済()
- 未提出()
- 提出不要()

仕様基準の場合は、「**仕様基準**」
誘導仕様基準の場合は、「**誘導仕様基準**」と記入

2

仕様基準

■手数料

都市整備局HP「建築基準法関係申請手数料」で公表している確認申請手数料（表1）に、**仕様基準による審査手数料（表4）**を加算した合計額が申請手数料となります（※）。

※建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査をする部分が含まれる場合は、別途申請手数料を加える必要があります。都市整備局HPにてご確認ください。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_gyosei/gyosei/kijun/tesuryo)

例：	150㎡の一戸建て住宅			
	21,000円	+	7,800円	= 28,800円
	5,500㎡の共同住宅			
	146,000円	+	68,900円	= 214,900円

【表1】

床面積の合計		手数料
30㎡以内		6,900円
30㎡超	100㎡以内	13,000円
100㎡超	200㎡以内	21,000円
200㎡超	500㎡以内	25,000円
500㎡超	1,000㎡以内	35,000円
1,000㎡超	2,000㎡以内	49,000円
2,000㎡超	10,000㎡以内	146,000円
10,000㎡超	50,000㎡以内	249,000円
50,000㎡超		474,000円

【表4】

	床面積の合計		手数料
一戸建て住宅	30㎡以内		2,500円
	30㎡超	100㎡以内	4,700円
	100㎡超	200㎡以内	7,800円
	200㎡超		9,400円
一戸建て住宅 以外の住宅	30㎡以内		4,300円
	30㎡超	100㎡以内	8,200円
	100㎡超	200㎡以内	13,300円
	200㎡超	500㎡以内	15,900円
	500㎡超	1,000㎡以内	22,300円
	1,000㎡超	2,000㎡以内	31,300円
	2,000㎡超	5,000㎡以内	50,100円
5,000㎡超		68,900円	

■確認申請時の必要書類

以下の書類のいずれかを添付して提出

<input type="checkbox"/>	設計住宅性能評価により省エネ適判を省略する場合	設計住宅性能評価書又はその写し
<input type="checkbox"/>	長期優良住宅認定により省エネ適判を省略する場合	長期優良住宅認定通知書又はその写し
<input type="checkbox"/>	長期使用構造等確認書により省エネ適判を省略する場合	長期使用構造等確認書又はその写し
<input type="checkbox"/>	上記のいずれかを確認申請時に提出できない場合	宣言書（第3号様式の3）

■手数料

確認申請手数料のみになります。

■宣言書

（東京都建築基準法施行細則別記第3号様式の3）

設計住宅性能評価書等により省エネ適判を省略する場合において、確認申請時に設計住宅性能評価書等又はその写しを提出できない場合は、**宣言書**の提出が必要

その場合、設計住宅性能評価書等又はその写しは、**確認申請の審査期間末日の3日前までに提出**が必要

宣言書の様式は、東京都都市整備局HPよりダウンロード
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatu/kenchiku_kakunin/horei_s_hido/kenchikubutsu

【宣言書 記載例】

第3号様式の3（第9条関係）

宣言書

年 月 日

建築主事 殿

建築主又は設計者 住所 東京都〇〇区×× 電話 ()
 氏名 △△ ××
 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて
- (1) 設計住宅性能評価書
 - (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
 - (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について
- 申請済 申請年月日 (令和〇年 〇月 〇日)
 - 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)
- 申請先の名称 ××センター
 及び所在地※ 東京都〇〇区××

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を御記入ください。
 ※所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。

記載欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
<input type="checkbox"/> 提出有 (提出日 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 提出無 (本書の取下げ)	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

(日本産業規格A列4番)

3

設計住宅性能評価等

■確認申請書への記載例

確認申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】への記載方法

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済()
- 未提出()
- 提出不要()

設計住宅性能評価を受けた場合は、「**設計住宅性能評価**」
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合は、
「**長期優良住宅認定**」又は「**長期使用構造等確認**」と記入

■確認申請時の必要書類

以下の書類のいずれかを添付して提出

<input type="checkbox"/>	低炭素建築物等新築計画認定を受けている場合	低炭素建築物認定通知書又はその写し
<input type="checkbox"/>	性能向上計画認定を受けている場合	性能向上計画認定通知書又はその写し

上記書類は、**確認申請の審査期間末日の3日前までに提出**が必要

■手数料

確認申請手数料のみになります。

■確認申請書への記載例

確認申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】への記載方法

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済()
- 未提出()
- 提出不要()

低炭素建築物等新築計画認定を受けた場合は「**低炭素建築物認定**」
性能向上計画認定を受けた場合は「**性能向上計画認定**」と記入

5

完了検査時に必要な書類

番号	図書の種類	提出資料	根拠法令
①	共通	省エネ基準工事監理状況報告書 (仕様基準、仕様・計算併用法、 標準計算法)	東京都建築基準法施行細則 第15条の4第2項第5号
②	省エネ適判を受けた場合	省エネ適判に要した図書及び書類	建築基準法施行規則 第4条第4号イ
③	設計住宅性能評価により 省エネ適判を省略した場 合	設計住宅性能評価に要した図書及び書 類	建築基準法施行規則 第4条第4号ロ
④	設計住宅性能評価を活用 して省エネ適判を省略し た場合で、建設住宅性能 評価のための検査を受け た場合	検査報告書又はその写し	建築基準法施行規則 第4条第4号ハ
⑤	長期優良住宅認定又は長 期使用構造等の確認によ り省エネ適判を省略した 場合	認定又は確認に要した図書及び書類	建築基準法施行規則 第4条第4号ニ
⑥	大臣認定により省エネ適 判を省略した場合	認定に要した図書及び書類	建築基準法施行規則 第4条第4号ホ(1)
⑦	性能向上計画認定により 省エネ適判を省略した場 合	認定に要した図書及び書類	建築基準法施行規則 第4条第4号ホ(2)
⑧	低炭素建築物認定通知に より省エネ適判を省略し た場合	認定に要した図書及び書類	建築基準法施行規則 第4条第4号ホ(3)
⑨	軽微な変更を実施してい る場合	軽微な変更説明書 変更内容説明図書(ルートA, Bの場 合) 軽微変更該当証明書及び当該証明に要 した図書(ルートCの場合)	東京都建築基準法施行細則 第15条の4第2項第5号
⑩	軽微な変更以外の変更を 実施している場合	②、③、⑤～⑧の変更に要した図書及 び書類	各根拠法令

5

完了検査時に必要な書類

■省エネ基準工事監理状況報告書（東京都建築基準法施行細則別記様式）
都市整備局HPにて公表

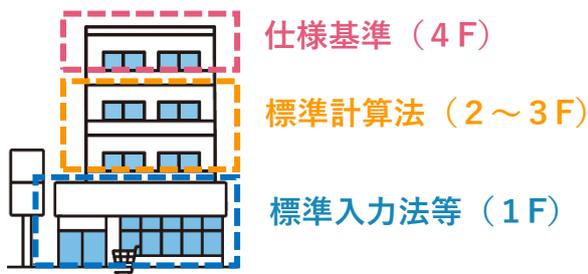
(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_kakunin/horei_shido/kenchikubutsu/)

評価方法毎に様式が異なります。

複数の評価方法を用いる場合は、活用している評価方法毎に提出

■省エネ基準工事監理状況報告書第一面記載例

複合建築物の例
2～4F 共同住宅
1F 非住宅



この場合に提出が必要な「省エネ基準工事監理状況報告書」

- ・第22号様式の10 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準用）
- ・第22号様式の12 省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）
- ・第22号様式の15 省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）

第一面
仕様基準用

当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)	<input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法 <input checked="" type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 (小規模版) <input checked="" type="checkbox"/> 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分
	標準計算法	201～205号室、301～305号室
	標準入力法等	1階

他の階で活用している評価方法を選択

他の階で活用している評価方法毎に該当する部屋番号や階数を記入

第一面
標準計算法用

当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 (小規模版) <input checked="" type="checkbox"/> 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分
	仕様基準	401～405号室
	標準入力法等	1階

第一面
標準入力法等用

当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にレを記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法 <input checked="" type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 (小規模版)	
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分
	仕様基準	401～405号室
	標準計算法	201～205号室、301～305号室

6

評価方法の変更

■評価方法を変更した際の取り扱いについて

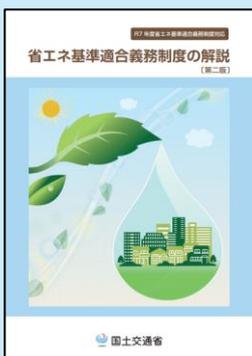
変更内容によって、省エネ適判の要否が異なります。

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

引用：国土交通省「省エネ基準適合義務制度の解説」

詳細については、下記の国土交通省資料を参照



国土交通省「省エネ基準適合義務制度の解説」P24
(<https://www.mlit.go.jp/common/001852347.pdf>)



一般財団法人 住宅・建築 SDG s 推進センター
「建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に
係る手続きマニュアル」P43
(<https://www.mlit.go.jp/common/001875454.pdf>)

7

Q & A

■国土交通省HP

建築物省エネ法のよくある質問と回答が公開されています。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>

事業者のみならずへ



● [令和4年度改正建築物省エネ法について](#)



● [支援事業](#)



● [法令・制度、省エネ基準等](#)



● [オンライン講座](#)



● [資料ライブラリー](#)

省エネ基準適合の拡大、エネルギー消費性能の表示制度等、改正法の主な変更点と詳細を確認できます。

国土交通省で実施している省エネ建築物のさまざまな支援事業を掲載しています。

現在施行中の法令や適合性判定等の様式、各種制度、省エネ基準や計算方法等を確認できます。

改正建築物省エネ法等についてオンラインで学べるサイトです。いつでもどなたでも受講できます。

省エネ基準への適合を簡単に確認できる仕様基準ガイドブックや各種チラシ等を確認できます。



● [Q&A \(随時更新\)](#)

省エネ基準適合の義務化や表示制度など、建築物省エネ法のよくある質問と回答を確認できます。

こちらにアクセス

次ページ

質疑応答集

● [質疑応答集 \(令和7年3月31日時点\) \(PDF形式:1.1MB\)](#)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第69号) に係る質疑応答集 (令和7年3月31日時点)

<目次>

1	建築物省エネ法関係	2
1	省エネ基準適合の義務化	2
1-1	制度全般・義務付対象	2
1-2	増改築の扱い	5
1-3	全面義務化の施行日関係	9
1-4	省エネ性能の評価 (全般)	11
1-5	仕様基準	15
1-6	省エネ計算 (外皮計算・WEBプログラム)	20
1-7	省エネ適判	23
1-8	気候風土適応住宅	32
1-9	大規模非住宅	33
1-10	その他	34
2	表示制度	39
3	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度	43
4	住宅トップランナー制度の拡充	48
2	建築基準法関係	49
1	建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し	49
2	建築確認手続きが必要となる大規模の修繕・大規模の模様替等について	58
3	木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し	63
4	階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化	74
5	中大規模建築物の木造化を促進する防火規定の合理化	76
5-1	耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化	76
5-2	大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化	76
5-3	遊憩時間短縮防止構造の合理化	77
5-4	階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化	77
6	部分的な木造化を促進する防火規定の合理化	78
7	既存建築ストックの省エネ化と併せて推進する集団規定の合理化	81
8	既存建築ストックの長寿命化に向けた規定の合理化	85
3	建築士法関係	89
4	その他	90